物 件 明 細

物	件番号	所在地 (住居表示)			才町31番3外1筆の一部 7木材町31番地付近) 地目		宅地	交通 機関	南海本線 忠岡駅 北西方 約 2,700m	最 低 使用料 (年額)	11,252,900円/年				
<u> </u>							<u> </u>								
土地の概要							特記事項 1 使用用途は物流・事業用のヤードを想定していますが、簡易な工作物等の設置は認めることとします								
1 2	面 積 使用許可対象面積 12,844.96 m ²							ので、大阪府	TF初寺の設直は認めることとしまり 地に隣接した用地で太陽光発電を実 物に起因した風により太陽光発電パ						
		東側:臨港道路	·幅員約20.0m・	舗装 有・7	高低差 有			ネルに損傷を与えないような土地利用計画としてください。 本府の流域下水道事業の維持管理に支障とならないよう大阪府南部流域下水道事務所と協議してく							
接	面道路							ださい。 (お問い合わせ先) 大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713							
	D状況														
	都市計画法							2 賃借人は関係法令を遵守し、ヤード、簡易な工作物等の設置にあたって必要な事務手続きの一切は、 賃借人において行ってください。 工作物を設置に要するすべての費用は、賃借人の負担となります。 開発行為及び建築行為については岸和田市と協議してください。 (お問合わせ先)							
法令に		用途地域			準工業地域										
		地域地区			_										
		建ぺい率	6	0%	容積率	2	00%		に同日わせ光) 岸和田市 まちづくり推進部建設指導課 開発調整担当 電話 072-423-9572						
基		•下水道法	•			•									
づん	その他 の 法令等	•建築基準法													
く		•消防法													
限		•土壌汚染対策	策法					3 貸付用地内の雑木、残土、スラグなど(残置物件図に記載)の処分、利活用は全て賃借人において 行ってください。処分が必要となった場合、処分に要する費用は賃借人の負担となります。また、残地物 件図に記載のない地中埋設物やコンクリート塊等の障害物が埋存している可能性がありますが、貸付は							
		•都市計画法													
								すべて現状有姿で行い、大阪府南部流域下水道事務所は契約不適合に係る責任を一切負いません。							
70)他条件							※スラグとは下水汚泥中の可燃物を焼却し、残った不燃物を溶かし、それを冷やして固めたもので、無害かつ安全な製品として路盤材やブロック、人造御影石の材料として幅広く利用されているものです。現 状は対象地の表土としていますが、場外搬出の場合は、産業廃棄物として処分が必要です。							
	区分	配管等		 照会先及び電話番号											
供		対象地周辺	対象地内												
給	公営 水道	本管	引込管	大阪広域水道企業団岸和田水道センター											
処		有	無	072-423-	9590			4 土壌汚染対策法にかかる土地の形状変更に関する届出は、大阪府南部流域下水道事務所と協議し、 賃借人において申請してください。なお、その申請に要する費用は全て賃借人の負担となります。 (お問い合わせ先)							
理施設の状況	電気・	配電線	引込線		送配電株式会社コン	ノタクトセンタ・	-								
		有	無	0800-777	- 3081										
	都市 ガス	本管	引込管	大阪ガスネットワーク株式会社 06-6202-2141				大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713 岸和田市環境農林水産部環境保全課 電話 072-423-9461(代表)							
		有	無												
	公共	本管	引込管		水道河川部下水道河	可川整備課					(
	下水道	有 無 072-423-9650						(裏面へ続く)							

特記事項

5 賃借人において、旧防潮堤(用地貸付箇所の東側)の必要な範囲を撤去し、出入口を確保してください。また、出入口の門扉の設置、管理は全て賃借人において行ってください。用地返却時に撤去した旧防潮堤の復旧は不要ですが、撤去した範囲に管理用フェンスを設置してください。その際、旧防潮堤の撤去に関することや、フェンスの規格については、事前に大阪府南部流域下水道事務所と協議してください。なお、これらの撤去、整備等に要する費用は全て賃借人の負担となります。

(お問い合わせ先)

大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713

旧防潮堤の撤去などに伴い、隣接する臨港道路に影響を及ぼす工事を行う場合は、大阪港湾局泉州港湾・海岸部施設管理運営課と協議してください。 (お問い合わせ先)

大阪港湾局泉州港湾・海岸部施設管理運営課泉南管理担当 電話 072-439-7249 隣接する臨港道路は暴走族対策として夜間通行止め(22時~5時)を行っております。夜間通行を伴う使用の場合は隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等と調整が必要となります。

6 対象地と対象地外(北部水みらいセンター施設)との境界部分には対象地内にネットフェンス等を設置してください。ネットフェンス等の規格や境界部の施工にあたっては、設計段階時から大阪府南部流域下水道事務所と協議してください。

ネットフェンス等の設置に要する費用は全て賃借人の負担となります。

(お問い合わせ先)

大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713

7 対象地に水道管を引き込む場合は、岸和田水道センター、大阪府南部流域下水道事務所建設課と協議してください。また、対象地に水道管を引き込む場合には加入金等が必要となります。

水道管引込に係る費用及び加入金については、賃借人の負担となります。 (お問い合わせ先)

大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713 大阪広域水道企業団岸和田水道センター 電話 072-423-9590

電気の引込みについては、大阪府南部流域下水道事務所及び関西電力送配電株式会社と 協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て賃 借人において行ってください。

(お問い合わせ先)

大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713 関西電力送配電コンタクトセンター 電話 0800-777-3081 9 対象地にガス管を引き込む場合は、大阪府南部流域下水道事務所及び大阪ガスネットワークと協議してください。また、ガス管の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て賃借人において行ってください。

(お問い合わせ先)

大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713 大阪ガスネットワーク株式会社 電話 06-6202-2141

10 対象地に電話線やその他通信線等を引き込む場合などは、大阪府南部流域下水道事務所及び必要とする事業者と協議してください。なお、電話線やその他通信線等の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て賃借人において行ってください。

(お問い合わせ先)

大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713 電話線、通信線等事業者は必要に応じて確認してください。

11 対象地内の雨水排水処理に必要な雨水管は、大阪府南部流域下水道事務所が指定する雨水桝(5か所)に接続してください(雨水桝箇所図に記載)。但し、指定する雨水桝への排水量は計0.320m3/秒以内とし、超過する場合は緑地、透水性舗装等により流出抑制し、対象地から臨港道路や水みらいセンター通路などの水みらいセンター施設へ雨水が流出しない様にしてください。詳細は、大阪府南部流域下水道事務所と協議してください。

汚水排水処理にあたっては、岸和田市と協議してください。なお、これらの雨水排水、汚水排水に要する費用は全て賃借人の負担となります。

(お問い合わせ先)

大阪府南部流域下水道事務所 建設課 電話 072-438-8713 岸和田市下水道河川部下水道河川整備課 072-423-9650

- 12 大阪府南部流域下水道事務所が所有する施設の点検や対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員(又は大阪府の業務を受注した者)が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、賃借人の負担となります。
- 13 土地利用に関する近隣住民・企業、関係機関との調整は全て賃借人において行い、関係者とは協調し 良好な関係を築いてください。
- 14 使用許可期間の満了等により使用を終了する時は、期間満了日又は大阪府が指定する期日までに、 賃借人の責任において、原状回復を実施してください。ただし、原状回復の必要がないものとして本府の 承認を得た場合は、この限りではありません。なお、原状回復に係る費用等は全て賃借人の負担となり ます。

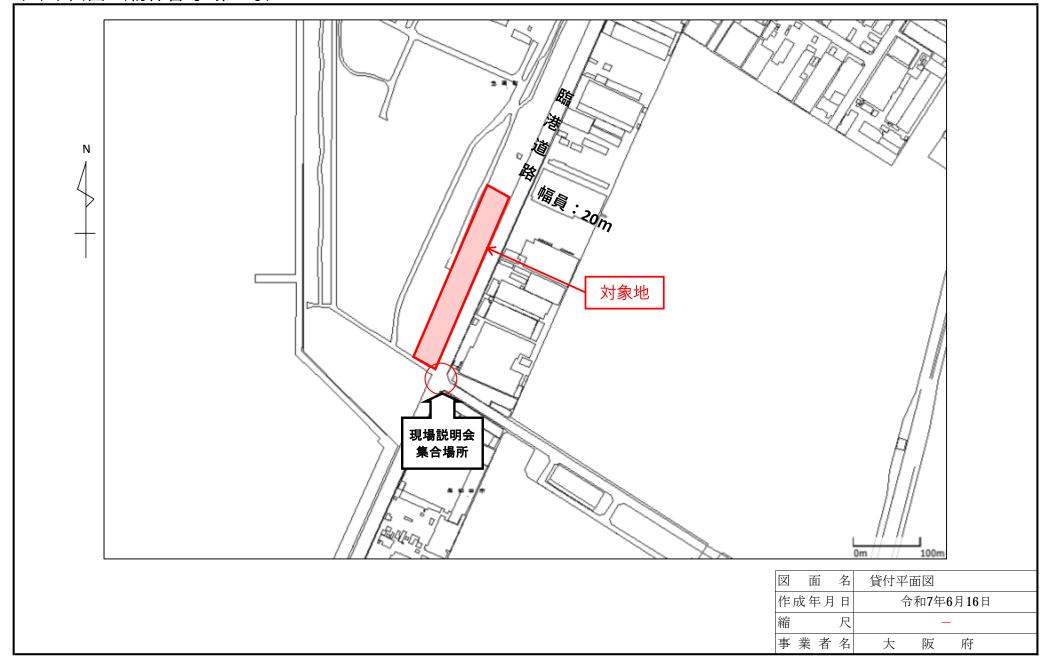
(次頁へ続く)

	特記												
15	本件土地 存在、その 付料の減免	に面積 他本件 も若しく	等の数量 土地が仮 よ損害賠	量の不足、土: 使用目的に適 倍償等の請求 を実施する場	i合しないこと 又は契約の	ニが明らかとス 解除をするこ	なった場合に ことができまも	リート塊等の おいても、貸 せん。また、調					

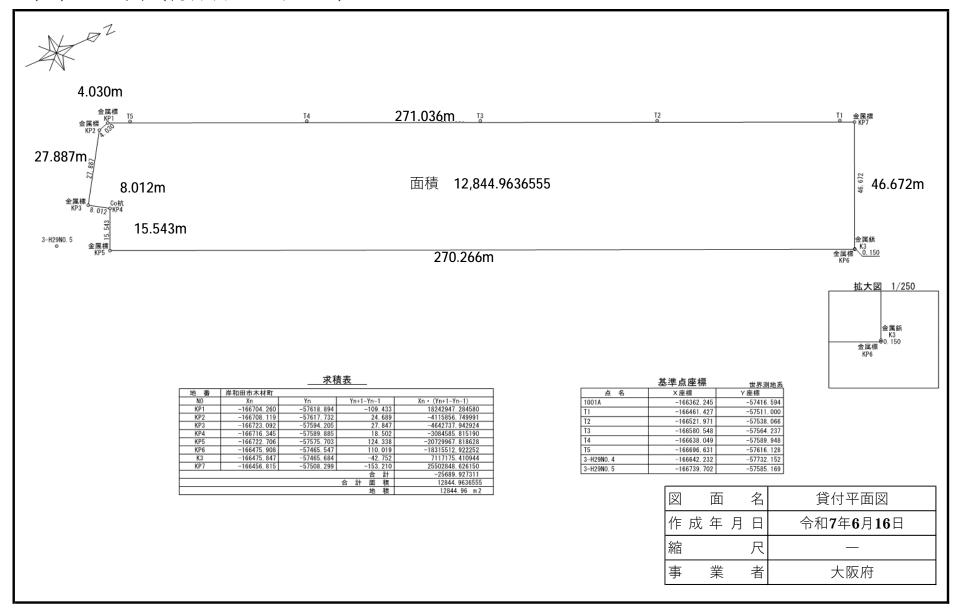
(1)位置図 (物件番号:第2号)



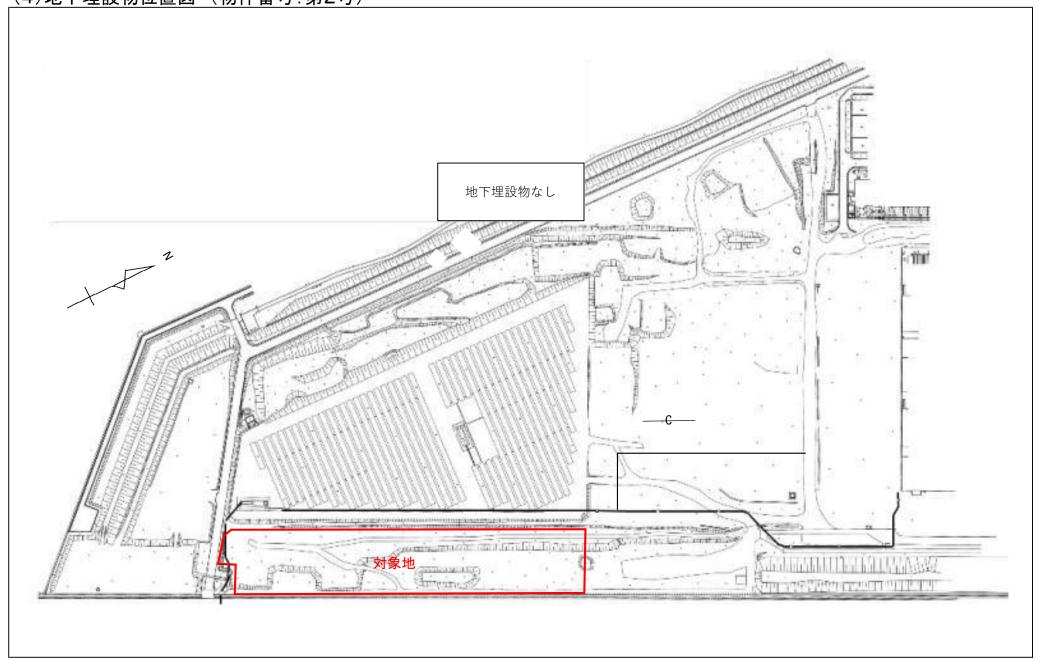
(2)平面図 (物件番号:第2号)



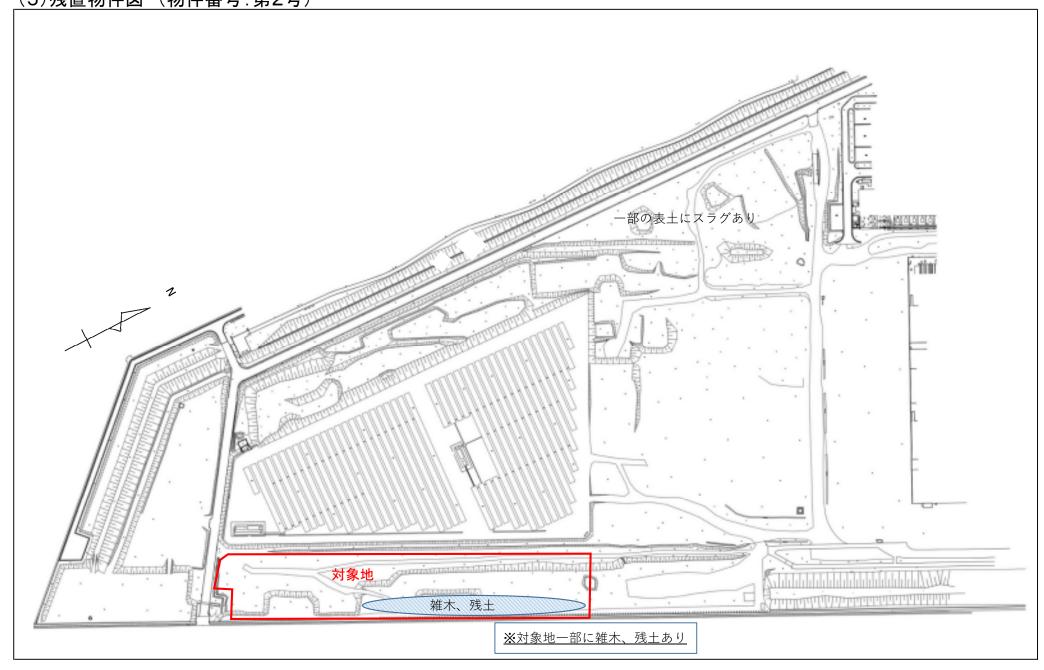
(3) 丈量図(物件番号:第2号)



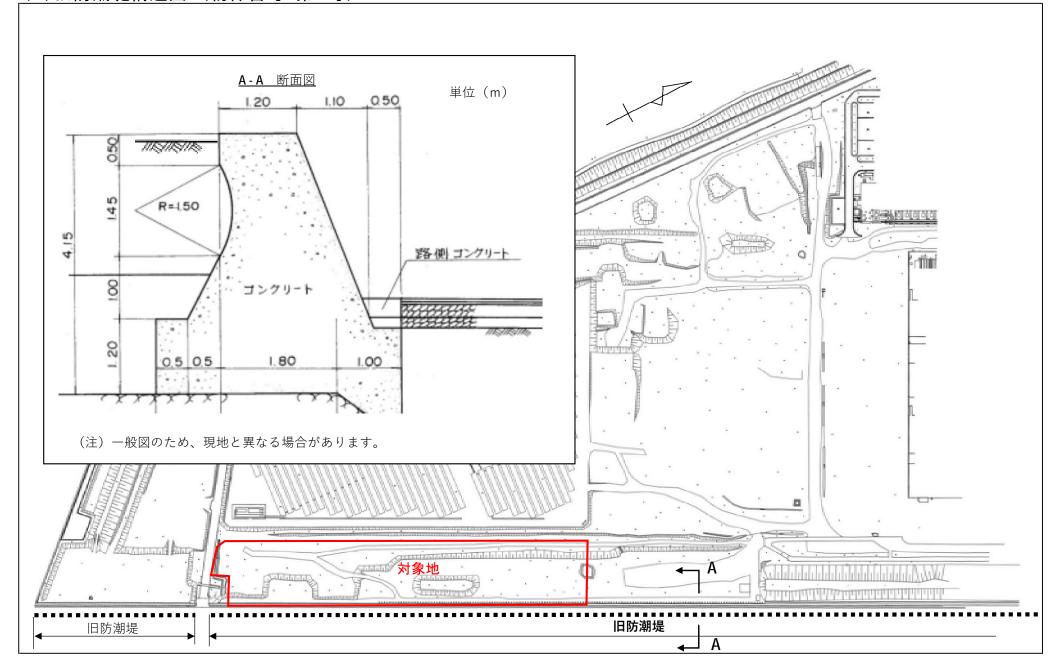
(4)地下埋設物位置図 (物件番号:第2号)



(5)残置物件図 (物件番号:第2号)



(6)旧防潮堤構造図 (物件番号:第2号)



(7)雨水桝箇所図 (物件番号:第2号)

